

支部共済会総会

お互い助けあいの理念で

第42回大阪支部共済会定期総会が3月25日大阪港湾労働会館にて、代議員22名、委任17名、執行部11名、オブ参加2名で開催されました。

福利厚生は、本来企業が従業員に対して通常の賃金・給料にプラスして支給する非金銭報酬であり、企業によっては、その対象が配偶者や家族、退職者に対しても及ぶこともあります。一般的には利益が潤沢な大企

業のほうが充実していると考えられます。しかし、私たちの勤める

企業は中小零細企業が多く、福利厚生が置き去りとなっていることが多く見られます。



それどころか各職場において最優先されるべき「安全第一」すら

「利益第一」になっていると感じる事があります。

大阪支部は、企業に対して支部安全衛生委員会・支部共済会加入を促して、安全面では、労働安全衛生法を基に職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職

場環境の形成につとめています。福利厚生面で共済委員会は組合員や家族の福利厚生だけでなく、私傷病時も生活に支障をきたさないための給付など、組合員や家族にとって、「大阪支部に加入して良かったと感じる大きな魅力のひとつ」となっています。いまだ未

加入の企業に対し、全組合員で協定化を図りましょう。

だんけつ

第329号 2019年4月10日



発行
大阪市港区築港1-12-27
全日本港湾労働組合関西地方大阪支部
発行責任者 國分仁昭



事前協議制度を守れ!

港湾労働者は戦前、戦後、各港において親方にピンハネされるのは当たり前、その上で作業に必要な経費などいろいろ差引かれ、親方が組織する下宿屋に宿泊する労働者は、親方の命令のもと、こき使われてきました。そこでこの泥沼の労働者の環境を変えるため、全国の港で立ち上がっては潰され、立ち上がっては潰されるという長い闘いを進みながら行動をしてきました。

また、その中でコンテナ船、車両専用船、RORO船などの登場により荷役方法が大きく変わり、船社による航路やアライアンスの再編で作業体制の変更を余儀なくされるなど雇用不安を経験してきました。港運事業者もまた事業基盤を揺るがしかねない状況に晒され続けてきました。こうした苦い経験を積み重ねた中で、雇用安定を主

眼とする事前協議制度を日本港運協会(日港協)との間において作ってきました。

事前協議制度は港湾労働者の雇用と職域を守り、港湾秩序を維持していくための大変重要な制度であり、港のルールです。このルールを無視して、ユーザーが勝手に港湾を利用するようなことになれば、雇用と職域に重大な影響を及ぼすことになり、港湾運送の秩序が混乱することは明かです。

こういった歴史に鑑み、2月2日沖縄で行われた事前協議違反は、絶対に看過するわけにはいきません。荷主がメーカーであれ、商社であれ、船社であれ、事前協議のルールを守り、港湾のルールに沿った港湾利用を強く求めるものです。

また一方では、日港協は15春闘において港湾産別最低賃金164,000円を締結以後、翌年か

ら4年間「独占禁止法に抵触する」との詭弁を使い続けて回答をしていません。このことは中央労働委員会において4月9日に、最終あつせん案に対して日港協がどういう態度に出るかによっては、近年まれに見るような大闘争に発展することを含んでいます。

このようなことから全国港湾としては今般の事前協議違反、独占禁止法を盾に団交において賃金の回答をしないということは制度崩壊への一里塚となることを深く憂慮しています。だからこそ、日港協に労使協定の徹底責任を果たすことを求めるとともに、労働組合が社会に訴える手段としてストライキを決断しております。組合員の力強い結集をよろしく願います。

(執行委員長 樋口万浩)